

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	2 1	担当課	住宅室
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	根拠条項	第 13 条第 1 項 第 2 号、第 3 号	不利益処 分の種類	サービス付き高齢者向け住宅 事業の登録の抹消		

(登録の抹消)

第十三条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業の登録を抹消しなければならない。

二 第五条第二項又は前条第三項の規定により登録が効力を失ったとき。

三 第二十六条第一項若しくは第二項又は第二十七条第一項の規定により登録が取り消されたとき。